

論点整理の考え方(メモ)

H14. 2-14
高木 勇 樹

1. 実態を踏まえた共通認識の醸成が大前提とすれば、最低限どのような事柄について為すべきか。

例えば、

- ・ これまでの米政策の分析・検証と評価(含費用対効果)
- ・ 生産調整の目的(含廃止した場合のシミュレーション)
- ・ 生産者団体の主体的取組みがなぜできないのか
- ・ 備蓄の位置付け
- ・ 不公平・不公平感の実態
- ・ 数量管理、ポジ(配分)の意義
- ・ MA米の影響検証とその評価
- ・ 国民・消費者・実需者の評価(含パブリックコメント)
- ・ その他幅広い論議とは、何を目的として行うのか。

2. どのような枠組みを前提に、論議をどのように進めるのか。(幅広い論議の前提としての枠組み)

- ① 生産調整(含、実効担保措置としての稲経)
需給調整対策
 - ② 経営所得安定対策
 - ③ 構造政策
 - ④ 価格形成のあり方、流通制度
- 要すればラージパッケージ。

} 換言すればこれ
らが整合性をも
った稲作農業に
おける経営政策

3. 1、2のようなことですすめることで研究会として合意した場合には、要すれば所要の部会を設け(必要に応じ専門委員)、課題の整理とスケジュールをつめる。

4. 共通認識醸成を踏まえ研究会(各部会の意見・提言を企画部会で整理の上)が提言する手法をとる。

平成14年2月12日

門傳 英慈

1. 食料法に変わってから、なぜ、米作の環境が悪化したのだろうか。
 - ・ 法律、景気悪化、天候（豊作基調）、生産者の意識の変化、MA米やSBS、などの影響か
2. 国と生産者の間に明確な役割分担（両者の責任と義務）がなされなかったのではないか
 - ・ 残念ながら、生産者サイドでは「作る自由...売る自由」だけが強調され、とるべき責任（義務）が存在することすら知られていない。方や、国の役割は備蓄だけに限定したことだけが伝えられている。その結果、生産者間の不公平が助長された。
3. 自給率の向上や、多面的機能の発揮が実現できる政策を作るべき
 - ・ 自給率の向上は、米、麦、大豆、飼料用作物を中心に目指す
耕作放棄地の解消（特に中山間地）をしてこそ多面的機能が発揮される
「多面的機能」は「国際公約」であり、「国内公約」でもある
そのためには、「適地適作」、「地産地消」の推進
 - ・ 大枠は国で方向性を示すとしても、全国一律の政策ではなく、都道府県が主体的に考え実行できる政策、その結果として自給率の向上が実現できるようにする。（地域自給率の向上を第一と考えるべき）
 - ・ 国、生産者の役割だけでなく、都道府県、市町村の役割も明確にするべき
全員が自らの問題と捉えることが必要
 - ・ 政策を、生産者が自らの考えで選択し実行することが出来るようにする
押し付けではないものを
 - ・ 生産者への対策に付加して、流通、加工、消費者への対策もあわせて行ない、循環できるようにする
4. 1～3までのことができてはじめて、相い手対策、経営所得安定対策が実現できるのではないか
5. 今こそ、小異をすてて、大同につくことができる最後のチャンスである

検討の論点とすすめ方について（メモ）

14、2、14

山田俊男

1、まず、検討にあたっての前提について、確認・合意が必要

- ① わが国水田農業は、そのもろもろの構造からして、どうしても稲作依存から脱却できないところがあるが、需給や価格形成に敏感に対応する生産者や稲作構造づくりをめざして取り組むことが緊急の課題であること
- ② 現状のままで自由な生産にまかせてしまうと過剰が生じ、数年間にわたって大混乱を生ずることになるため、適切な計画生産が必要であること
- ③ 主食たる米の計画的な生産と安定供給をはかることについて、国がきちんと関与し、そのことを国民全体が理解し合意する状況を作る必要があること

2、検討の論点

- ・ 現行の生産調整の仕組みは、未達成者が拡大しているとか、不公平感が拡大しているとか、押し付けになっているとか、財源負担が大きいとかの問題を多く抱えているが、40%近い生産調整を100%達成するなど、一面では良く機能しているといえる
 - ・ しかし、このまま続けていけるのかというと、需要減がすすみさらに生産調整面積を拡大せざるを得なくなったり、豊作により大量の過剰米を処理せざるを得なくなった場合は、不公平問題が頂点に達し、とうてい今の仕組みではやっていけない
 - ・ そこで、今までの取り組みの反省や対策の評価を行い、白紙に、新しい計画生産対策を描くことが必要である
その場合、以下の事項について、具体的な検討が必要であると考え
- ① 実質の水田面積に対する一律の配分と、地域の条件や生産者の取り組みに応じた選択を可能とする目標の売買や調整の仕組み
-

- ② 計画生産を誘導する計画達成への効果的なメリット対策
 - ③ 豊作等が招来する過剰米の公平な負担による処理の仕組み
 - ④ 自由な生産の選択を可能とする作付け面積当たりの一定額の負担による生産枠確保の仕組み
- ・ あわせて、一定層の担い手が生産・流通の大宗を担うとともに、これら担い手層を中心に計画生産に取り組むという状況作りをめざして、以下の事項について、具体的な検討が必要であると考え
- ① 地域合意のもとに農地を農地として利用する地域土地利用計画の策定
 - ② 集落営農を含む担い手への農地利用の集積
 - ③ 現行の認定農業者制度の見直し等、新たな担い手制度の確立と、これら担い手に対する新たな経営所得安定対策の具体化

3、検討のすすめ方

- ① 全体のシステムのイメージを描く
 - ② そのシステムの歯車となる、目標配分と調整の仕組み、メリット措置、公平な負担の仕組み等について検討する
 - ③ 稲作からの転換ないしは稲作との複合経営を支える経営所得安定対策や耕畜連携、各作物の本作対策を具体化する
 - ④ 上記対策の基礎となる水田農業の構造改革を具体化する
-